

懲戒処分について

- 1 被処分者 熊本市立高等学校講師（男性・35歳）
- 2 処分内容 停職（2月）
- 3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）、第2号（職務上の義務違反又は職務怠慢）及び第3号（一般非行）
- 4 処分発令日 令和8年（2026年）7月24日
- 5 事実の概要
 - ・被処分者は、令和8年（2026年）4月から同年5月にかけて、勤務校の特定の女子生徒とSNS等を使用して私的なやり取りを行う中で、当該女子生徒に対し性的な内容のメッセージを60回にわたって送るというセクシュアル・ハラスメントを行った。
 - ・被処分者は、聞き取りにおいて当初、当該女子生徒とSNS等を使用して私的なやり取りを行ったことを否定するという虚偽報告を行った。
 - ・被処分者は、令和8年（2026年）4月以降、管理職の承認を得ずに、当該女子生徒以外の勤務校の女子生徒4名との間で、SNS等を使用し、それぞれ自身と1対1でのやり取りを行った。
 - ・被処分者は、令和2年（2020年）6月頃に勤務校の当時の女子生徒に対して「つきあってほしい」という内容のメッセージを送ったことにより当時の校長から厳しく指導を受けたにもかかわらず、聞き取りにおいて当初、当該指導を受けた事実を否定するという虚偽報告を行った。
- 6 関係者の処分 今後調査の上検討する。

【参考】懲戒処分の指針（抜粋）

第2 標準例

3 性犯罪等

(1) 児童生徒等に対する性暴力等

イ 児童生徒等に対して、セクシュアル・ハラスメント（児童生徒性暴力等を除く。）をした職員は、免職、停職又は減給とする。

※ 「セクシュアル・ハラスメント」とは

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員又は児童生徒等を不快にさせる職場の外における性的な言動をいい、わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等がこれに当たる。

4 一般服務関係

(7) 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告をし、又は故意に報告を怠り業務に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

(13) 職務命令違反

上司からの職務命令に違反した職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

問合せ先
熊本市教育委員会事務局教職員課
TEL : 096 - 328 - 2720
課長 : 萩本 広智